

有効期間満了日 令和5年3月31日

熊交規第509号

令和元年8月27日

緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可事務の適切な取扱いについて（通達）

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）第5条第6項に基づく緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可事務については、別添「緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可事務取扱要領」により取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、取扱いのない所属にあつては、執務の参考とされたい。

緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可事務取扱い要領

【緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可制度について】

1 趣旨

駐車許可は、公安委員会の定めるところにより、警察署長が道路交通法に規定する駐車禁止場所において、公益上又は社会慣習上の必要がある場合に駐車を許可することにより、実情に即した駐車秩序の維持を図ろうとする制度であり、通常は、申請者による許可申請書の提出、警察署における審査、条件の付与、駐車許可証の交付など、所定の手続により運用している。

しかしながら、世帯の車両保有台数の増加や都市部の住宅事情による駐車スペースの狭小化がみられる中、高齢世帯や独居高齢者の増加等に伴い、人の生命・身体に関わる緊急的な用務のため、警察署に出向いて所定の手続を踏むいとまのない特別の事情に対応した駐車許可申請手続への配慮が必要となっている。

そこで、執務時間内はもとより、執務時間外においても、人の生命・身体に関わる緊急やむを得ない事情を有する場合に限り、警察署等への来庁を必要としない口頭(電話)による申し出によって許可を行うことにより社会的要請に応えることとしているものである。

2 制度の概要

以下に記載する緊急やむを得ない事情を有する駐車許可申請に対しては、執務時間内外を問わず口頭(電話)による手続を認めるもので、審査を経た後、許可を受けた申請者は、申請に係る車両の前面窓ガラスの容易に視認できる位置に、許可警察署名、許可番号を記載した紙面を掲出することにより最長で8時間の駐車を認めるものである。

3 根拠法規

熊本県道路交通規則第5条第6項

「人の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ず駐車する必要があると認め、駐車許可申請書を提出するいとまないときは、口頭で警察署長に申し出ることによって、駐車許可申請書の提出に代えることができる。この場合における手続等については、警察本部長が別に定める。」

1 許可の対象等

(1) 許可の対象となる用務

ア 業務行為として、人の生命身体に関して応急の措置が必要な用務であること
(用務の例)

- ① 自宅診療を実施している患者への応急診療をする歯科医師

- ② 介護対象の体調不良、不慮の怪我等応急介護の必要がある訪問介護士
- ③ 患者宅において緊急施術の必要がある柔道整復師
- ④ 自宅療養中の患者に対し応急措置が必要な看護師
- ⑤ 精神障害者を緊急収容する保健所職員
- ⑥ 在宅患者への応急措置又は育児支援訪問業務に伴う緊急支援（養育者の精神的、肉体的不調に対する対応）が必要な保健師
- ⑦ 児童虐待に関する立ち入り調査、臨検、捜索等を行う児童相談所職員、自治体職員
- ⑧ 人体に有害な伝染病等の防疫のため緊急検診する獣医師
- ⑨ 公安委員会標章の交付を受けていない緊急往診に従事する医師及び緊急な助産行為等に従事する助産師

（注）医師の急病人に対する緊急往診は、本来「駐車禁止除外指定車標章」で対応すべきであるが、同標章の交付を受けていない医師については、本制度を適用することとし、事後において同標章の交付申請を指導すること。

イ 業務行為ではないが、人の生命身体に関して応急の対応が必要な用務で、社会通念上やむを得ないと認められるもの

（用務の例）

在宅医療患者、終末期医療患者の容体急変に立ち会いが必要な家族、親族
 （注）友人・知人・職場関係者等については、医師等からの要請によるものなどの特段の事情がある場合を除き、受理しないこと。

ウ その他

上記ア及びイの例示に該当しない用務である場合は、

- 人の生命・身体に関する事項であるか
- 応急の対応が必要な事項であるか
- 社会通念に照らし、やむを得ないと認められる事情に当たるか

等を勘案の上、許可の可否を判断すること

(2) 対象とならないもの

人の生命身体に関しない用務は、受理の対象とならない。

2 許可の場所的・時間的要件

(1) 法定の駐停車禁止場所（道路交通法第44条）でないこと。

- 交差点及びその側端から5m以内
- 横断歩道・自転車横断帯及びそれらの前後の側端から5m以内
- 踏切及びその前後の側端から10m以内
- 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル
- 道路のまがりかどから5m以内
- 安全地帯の左側の部分、及びその前後の側端から10m以内
- バス停、電停の標示柱・板から10m以内（運行時間中に限る）

（注）電話受理時に詳細が判明しないときは、法定の駐停車禁止場所（法第44条）に駐車できないことを禁止事項として告知すること。

(2) 法定の駐車禁止場所（道路交通法第45条第1項各号）でないこと。

ただし、放置駐車（車両から離れるなどして、直ちに移動できない状態）とならない場合は駐車できる。

- 車庫、修理工場などの自動車用出入口から 3 m以内
- 道路工事区域の側端から 5 m以内
- 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端又はその出入口から 5 m以内
- 消火栓、指定消防水利の標識の位置、消防用防火水槽の吸水口・吸管投入孔から 5 m以内
- 火災報知器から 1 m以内

(注) 電話受理時に詳細が判明しないときは、法定の駐車禁止場所（法第 4 5 条第 1 項各号）に放置駐車できないことを禁止事項として告知すること。

- (3) 無余地駐車（道路交通法第 4 5 条第 2 項）とならない場所であること。
当該車両の右側の道路上に 3. 5 m以上の余地がないこととなる場所でないこと。
(注) 電話受理時に詳細が判明しないときは、3. 5 m以上の余地がない箇所に駐車できないことを禁止事項として告知すること。

- (4) 駐車することにより交通事故を誘発したり著しい交通渋滞を引き起こすおそれがない路線、場所であること。

申請者が、交通頻繁な国道、県道等の幹線道路、路線バスの運行経路、交通頻繁となる時間帯等を申請する場合には、交通量が比較的少ない別の路線、場所を選定するよう指導すること。

- (5) 許可時間

駐車開始の時刻から最長 8 時間以内とする。

申請に係る用務が終了した場合は、同一用務、場所であっても、新たに申請を必要とする。

(注) 一般交通の安全と円滑を確保するため、用務の目的を達成する最小限の時間を申請させること。

3 受理 **緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可事務取扱い要領**

- (1) 受理者

執務時間中にある場合は、警察署の交通課（係）員、当直時間中にある場合は、当直警察職員（以下「受理警察官等」という。）とする。

受理警察官等は申請がなされた際、別添 3 「緊急やむを得ない場合の申し出に係る駐車許可事務受理要領」に基づき、申請が前記許可対象に該当するかを検討し受理の可否を判断すること。

許可用務に該当しないものについては受理しない。

- (2) 緊急対応駐車許可受理審査票の作成

受理警察官等は、申請内容が許可用務に該当し受理をする際、別記様式 1 「緊急対応駐車許可受理審査票」（以下「受理審査票」という。）を作成する。

執務時間中に作成した受理審査票は、原則として警察署長の決裁を仰ぐものとする。
当直時間中に作成した受理審査票は、当直主任者の代決とする。

- (3) 申請者

申請者は、必ず運転者であること。

許可の告知、禁止事項の告知、指導事項の告知を行う必要があることから代理人の申請は認めない。

(4) 申請内容

申請内容は、住所、電話番号・携帯電話番号、氏名、駐車車両の車名、塗色、車両番号、運転免許証の免許番号、駐車方の住所、氏名、連絡先を申請させるものとする。

なお、申請者が企業等である場合は、所在地住所、企業等名、代表電話番号、運転者氏名・携帯電話番号、その他駐車車両及び駐車先の詳細を申請させるものとする。

申請内容の各項目については受理審査票に確実に記載すること。

(5) 受理簿への記載

駐車を許可したときは、暦年ごとによる一連番号（受理番号）を付した別記様式2「緊急対応駐車許可受理簿」（以下「受理簿」という。）に必要事項を記載するものとする。

なお、受理簿は暦年による管理を行い、保存期間は3年とする。

4 許可の告知

(1) 許可の告知

ア 許可番号の告知

受理警察官等は申請者に対し、許可番号を告知する。

許可番号は、通年3桁の一連番号の受理番号に許可日4桁を冠したものとすること。

(記載例)

1月4日受理で受理番号が1番のものは

0104001

10月12日受理で受理番号が11番のものは

1012011

となる。

イ 許可時間・場所の告知

受理警察官等は申請者に対し、

○ 開始時間・終了時間

○ 許可の場所

を告知する。

ウ 許可紙面作成・掲出の告知

受理警察官等は申請者に対し、許可を受けたことを示す紙面を作成し、車両に掲出しなければならない旨を告知する。

○ 様式は問わないが、A4判程度の大きさの無地用紙にマジックインキペン等で記載させるなど、車両掲出時に外部から見やすい大きさ及び記載方法であること（別添1「許可紙面」参照）

○ 許可紙面には、許可警察署・許可番号を記載すること

○ 許可紙面は、車両前部ガラス窓の見やすい位置に掲出すること

(2) 禁止事項の告知

受理警察官等は許可を受けた者に

- 法定の駐停車禁止場所（法第44条）に駐車できないこと。
- 法定の駐車禁止場所（法第45条第1項各号）に放置駐車できないこと。
- 無余地駐車となる場所に駐車できないこと。（車両の右側の道路上に3.5m以上の余地を確保すること。）
- 上記禁止場所に駐車した場合は駐車違反となること。

を告知すること。

(3) 指導事項の告知

受理警察官等は許可を受けた者に

- 駐車時間は必要最小限にとどめ、用務終了後は速やかに移動すること
- 交通上の支障があると許可警察署において判断したときは、駐車場所の変更を指示する場合があること
- その他交通の安全と円滑のため必要と認められる事項

を指導すること。

5 その他

(1) 連絡

許可した場合、交通課（係）、地域課（係）、駐車監視員に許可内容を連絡するとともに、許可事項に関する照会については迅速に対応すること。

(2) 申請方法

申請方法は、申請者本人から警察署への電話によるものとする。

(3) 他の申請方法への対応

ア 警察署へ来署した場合

警察署へ来署し口頭で申請した場合、前記電話申請と同様の取扱いをする。

イ 交番・駐在所等へ来所した場合

交番・駐在所等へ来所した場合、みだりに警察署へ赴かせることはせず、申請者の利便のため交番・駐在所等の警察電話等を用いて警察署に架電させ申請を行わせること。

ウ FAXへの対応

FAXによる申請については、申請者、受理者ともに手続きに係る負担が大きいことから、FAXでの申請を認めないこととした。

(4) 参考添付資料

ア 別添2「緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可事務の手續」

イ 別添3「緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可事務受理要領」

※ 別添、別記様式（略）